

第5次安城市障害者計画

- I 基本理念
- II 計画を貫く視点
- III 重点施策
- IV 施策体系
- V 施策の展開

I. 基本理念

本計画では、障害のある人が家庭や地域で普通の生活ができる社会をつくる（ノーマライゼーション）、医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加する（リハビリテーション）、多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生する（インクルージョン）の考え方のもと、障害のある人の自己選択・自己決定や社会参加を促し、共に暮らすことができるまちの実現を目指すため、基本理念として「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～」を掲げます。

基本理念（市が目指す姿）

わかりあい みとめあい ささえあう
～みんな しあわせ 安城市～

この基本理念は、「地域全体が障害のある人とその障害特性についての理解を深め（わかりあい）、相互に個性の差異と多様性を尊重して人格を認め（みとめあい）、地域で暮らし続けるために必要な支援や配慮を行いながら（ささえあう）、共に幸せに暮らせる社会の実現を目指す」というまちづくりの方向性を端的に表したものです。

この基本理念は第2次安城市障害者計画以来掲げており、本市が目指すべき障害福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現しており、その趣旨は現在においても変わっていないため、本計画においても引き継ぎます。

障害のある人がその個性や能力に応じた力を発揮し、障害の有無にかかわらず共に学び・働き・生きる、その中でお互いに理解し、認め合い、支え合うことのできる環境を、地域、行政、事業所、関係団体や関係機関等と一丸となって創っていきます。

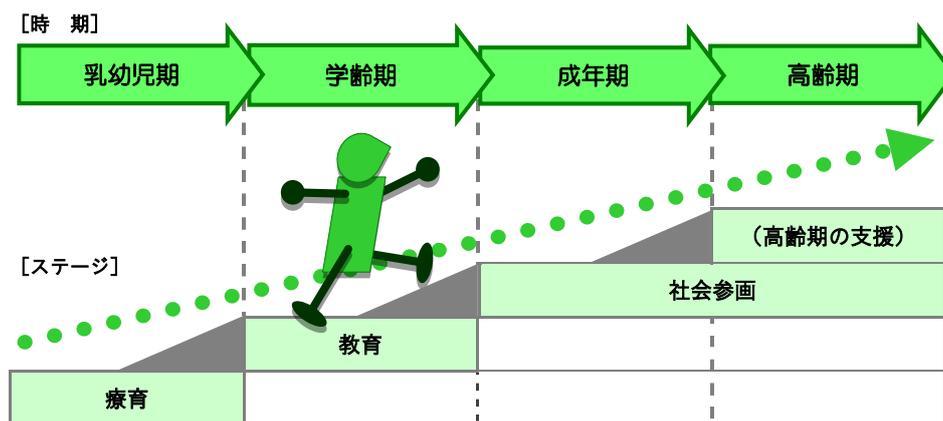
Ⅱ. 計画を貫く視点

基本理念を実現するために分野別施策を展開するうえで、次の3つの横断的な視点に留意しながら取組を推進します。

1. 障害のある人の尊厳と自立を尊重します

障害者権利条約^(注1)では、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、合理的配慮^(注2)の提供や権利の実現のための措置等について定めており、この条約の理念を踏まえて障害福祉施策等を策定する必要があります。また、障害のある人を施策の「客体」としてだけではなく、必要な支援を受けつつ自らの決定に基づき社会に参加する「主体」として捉えながら、自立を支援することが求められています。

本市の計画において、障害のある人がライフステージにより適切な支援を受けられるよう、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。また、施策の展開に際しては、障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目する必要があること、自立と社会参加の支援という観点に立つ必要があること、障害のある人の家族をはじめ関係者への支援も重要であることに留意します。



(注1) 障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。平成18(2006)年12月13日に国連総会において採択され、平成20(2008)年5月3日に発効しました。我が国においては、平成19(2007)年9月28日にこの条約に署名し、平成26(2014)年2月19日に効力が発生しました。(資料：外務省HP)

(注2) 障害者権利条約において、合理的配慮とは「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。(資料：外務省HP)。

2. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援に努めます

障害福祉施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じ、支援の必要性を踏まえて策定する必要があります。また、外見からはわかりにくい障害や、状態が変動する障害等への適切な配慮も求められています。

本市の計画において、障害特性等に配慮した施策を展開するとともに、特に、発達障害については、市全体の理解の促進に加え、家族への支援や、福祉・就労・教育・医療分野の取組等を総合的に進めていきます。

3. 「心のバリアフリー」が地域全体に広がるよう心掛けます

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を確保できるよう、あらゆる立場や状態にある人々が相互に理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進する必要があります。

本市の計画において、様々な障害があることについて広報・啓発活動を通じた市民への理解の促進を図るとともに、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観が地域全体に行き渡り、その価値観が共有できる「共生社会」を目指す施策・取組を推進します。

「心のバリアフリー」について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、公共施設・交通インフラを整備するとともに共生社会を実現するため、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議が設置されています。

その閣僚会議において「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が決定されており、「心のバリアフリー」の考え方については、その計画から引用します。

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

Ⅲ. 重点施策

1. 親亡き後を見据えた支援

障害のある人の人数は年々増加しており、重度化・重複化の傾向もみられます。このようなか、高齢化は進み、「親亡き後」、「家族の介護力の低下後」が今後ますます深刻な課題になると思われます。

障害のある人へのアンケート調査結果では、障害のある人を主に介助しているのは、父母・祖父母・兄弟姉妹が56.7%、配偶者が21.4%で、合計78.1%が介助を上世代あるいは同世代の家族が担っています。障害のある人の高齢化と同時に、もしくは先に介助者が高齢化を迎えます。生活全般を支える家族が亡くなったり、今までのような支援が続けられなくなると、障害のある人の居住、意思疎通、財産管理、社会参加など生活の多岐に渡る部分が成り立たなくなる可能性があります。

親亡き後を見据え、介護者が元気なうちに今あるサービスや制度について知り、将来に備えることが大切です。また、相談、緊急時の対応や受入、一人暮らし体験の機会や場の提供、居宅介護や生活介護、グループホームなど障害福祉サービス等事業者の連携により総合的に障害のある人を支える体制を整える必要があります。

障害のある人が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう様々な施策を総合して支援を展開します。



親亡き後を見据えた支援

意思決定支援・生活支援

取組	記載ページ
安城市成年後見制度利用促進計画	P.60
成年後見制度等の周知・啓発	P.62
成年後見制度利用支援事業	P.98,P.100
成年後見制度法人後見支援事業	P.98,P.101
成年後見制度普及啓発事業	P.98,P.107

地域福祉

取組	記載ページ
地域・専門機関等との連携の強化と見守り活動のさらなる充実	P.47
避難行動要支援者支援制度の啓発	P.49

居住の場

取組	記載ページ
グループホームの整備促進	P.45,96
居住系サービス	P.96

日中活動・社会参加の場

取組	記載ページ
日中活動系サービス	P.94
地域活動支援センター機能強化事業	P.98,103
日常生活支援	P.98,104

相談支援・虐待等の防止

取組	記載ページ
施設入所者の地域生活への移行	P.84,P.85
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	P.84,P.86
相談支援体制の充実・強化等	P.84,P.91,P.114
障害者相談支援・障害児相談支援	P.97,P.108
相談支援事業	P.98,P.100
虐待等の防止	P.62
障害者虐待防止対策支援事業	P.98,P.107

経済面の問題

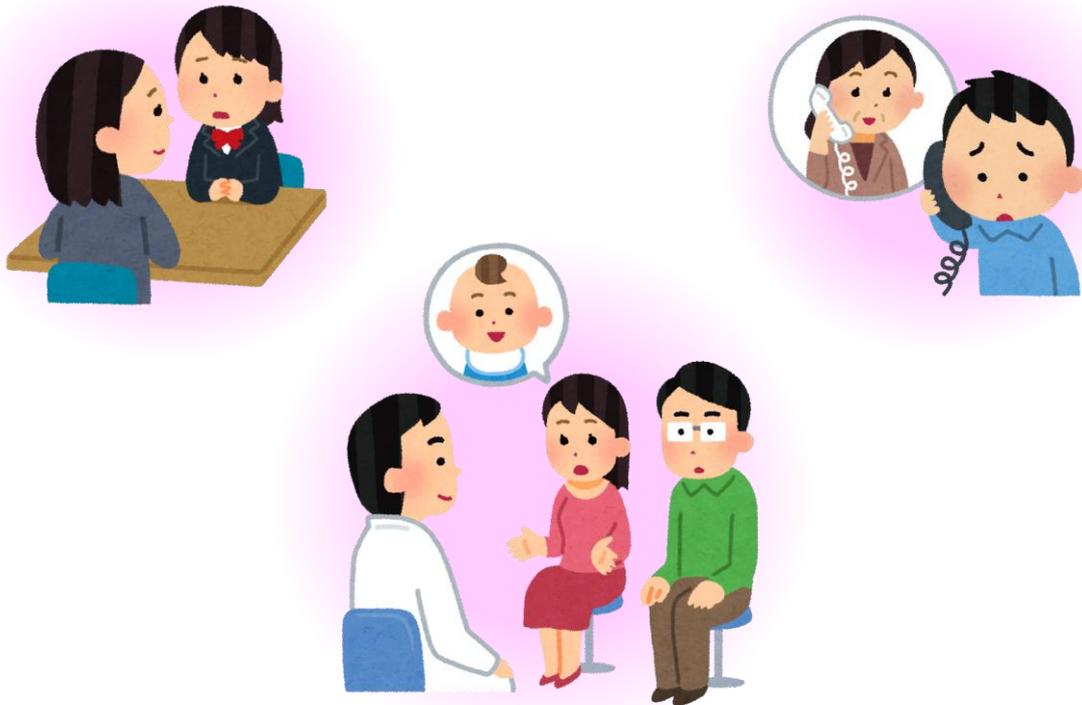
取組	記載ページ
各種手当の支給	P.54
自立支援医療の実施	P.69
医療費の助成	P.69

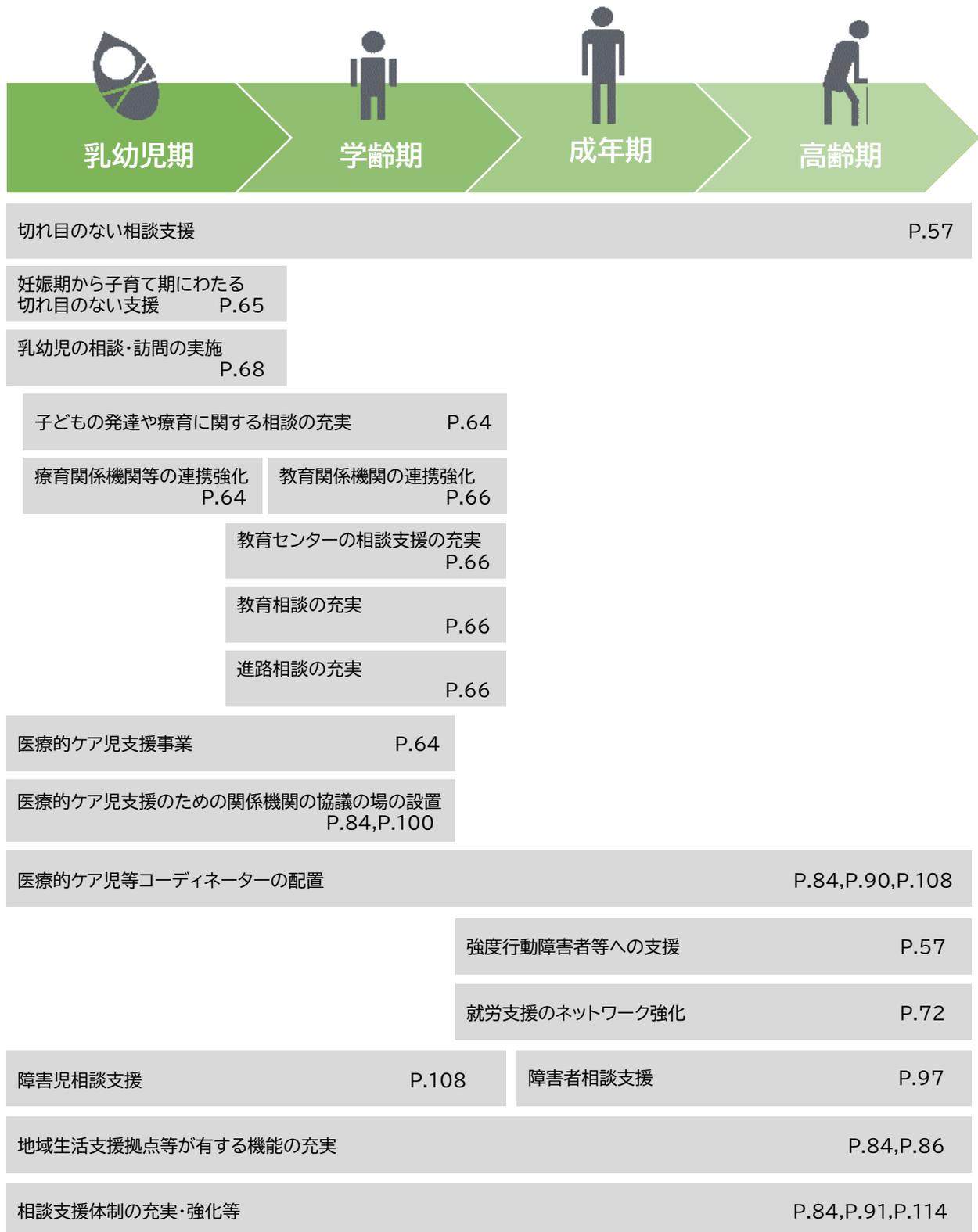
2. 相談支援の充実

障害のある人が自らの意思に基づき、身近な地域で自分らしく暮らすには、困りごとの相談や、心身の状況や必要性に応じた障害福祉サービスの利用等について相談できる相談支援が重要な役割を果たします。

近年、精神障害や発達障害に関する相談の増加、相談内容の多様化に加え、障害が疑われる引きこもりや8050問題等、障害福祉だけではなく高齢者、子ども、子育て、生活困窮者などの支援と連携して取り組む必要のある課題も増え、相談支援機関が相談対応に追い付かない状況にあります。

そこで、基幹相談支援センターを中核に、子ども発達支援センターあんステップ[♪]、地域生活支援拠点等や相談支援事業所、相談支援機関等との連携を強化し、切れ目のない相談支援体制の構築に努めます。





3. 就労支援の充実

障害の有無にかかわらず、働くことは自立した生活や生きがいにつながる暮らしの大切な要素です。障害のある人の働きたいというニーズに対応するため、就労を希望する人への相談支援の充実を図るとともに、障害特性、個々の体調や能力にあわせた就労ができるよう、関係機関と連携した支援体制の構築に努めます。

また、障害の状態やライフステージの変化に合わせた働き方をするには、業種や勤務時間、勤務形態など多様な働き方の選択肢があることが重要です。公共職業安定所（以下、「ハローワーク」）や商工会議所等と協力し、市民や企業に対し障害者就労に対する理解促進に努めます。

◆ハローワーク刈谷及び株式会社D&Iとの障害者雇用に関する連携協定の締結◆

安城市では令和2年3月26日にハローワーク刈谷、障害のある人の在宅雇用の実績がある株式会社D&Iと、障害者雇用に関する連携協定を締結しました。

連携協定の概要

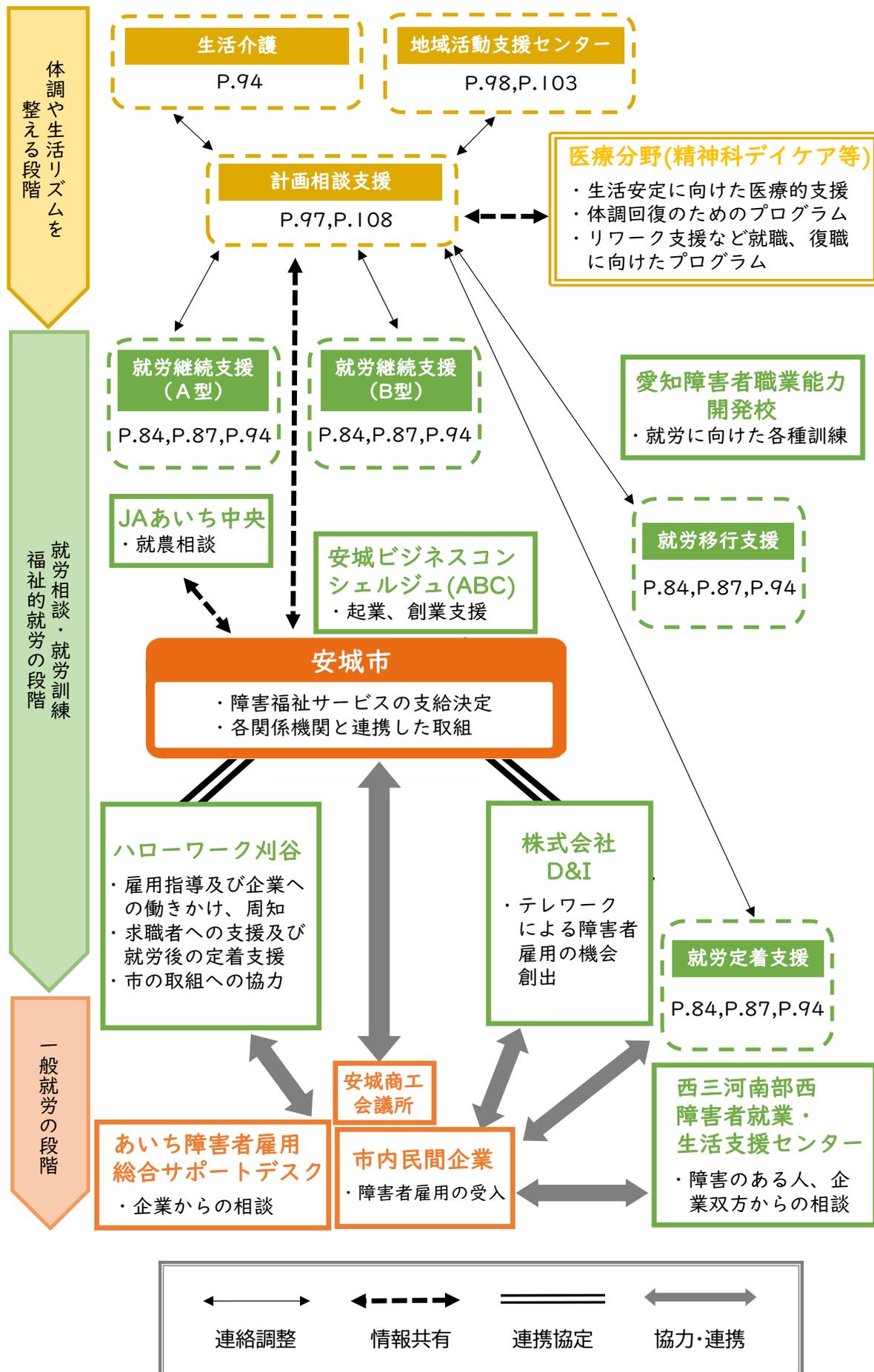
1 名称

- (1) 安城市障害者雇用連携協定（安城市とハローワーク刈谷による協定）
- (2) 障害者の在宅雇用（テレワーク）に関する包括連携協定書（安城市と株式会社D&Iによる協定）

2 目的

- (1) 地域の障害者雇用の促進における課題を共有し、双方が協力することで、地域の障害者が地域の企業で活躍できる長期的視点に立った持続可能なまちづくりをし、障害者雇用施策を一体的に推進すること。
- (2) 働く意欲を持つ障害のある人に対し、多様な就労形態を確保するため、テレワークによる就労を推進すること。





IV. 施策体系

基本理念を実現するために、計画を貫く視点、重点施策を考慮した7つの施策分野を設定し、それぞれの施策が効果的に展開されるように、地域、行政、事業所、関係団体や関係機関等が一丸となって本計画を推進していくこととします。

基本理念（市が目指す姿）

わかりあい みとめあい ささえあう
～みんな しあわせ 安城市～

計画を貫く視点

重点施策

1. 親亡き後を見据えた支援
2. 相談支援の充実
3. 就労支援の充実

施策分野

1. 生活環境
2. 生活支援
3. 相談・情報提供
4. 療育・教育・子育て
5. 保健・医療
6. 雇用・就労
7. 啓発・広報

◎ 障害のある人の尊厳と自立を尊重します
◎ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援に努めます
◎ 「心のバリアフリー」が地域全体に広がるよう心掛けます

《分野別の施策項目》

- | | | |
|--------------|-----|----------------|
| 1. 生活環境 | 1-1 | 安全・安心な住環境の整備 |
| | 1-2 | 人にやさしいまちづくりの推進 |
| | 1-3 | 地域福祉活動の推進 |
| | 1-4 | 防災・防犯等の推進 |
| 2. 生活支援 | 2-1 | 生活支援サービスの充実 |
| | 2-2 | 経済的支援 |
| | 2-3 | 文化芸術・スポーツの振興 |
| 3. 相談・情報提供 | 3-1 | 相談支援体制の充実 |
| | 3-2 | 情報提供の充実 |
| | 3-3 | 意思疎通支援の充実 |
| | 3-4 | 権利擁護の推進 |
| 4. 療育・教育・子育て | 4-1 | 子ども発達支援の充実 |
| | 4-2 | 子育て支援の充実 |
| | 4-3 | インクルーシブ教育の推進 |
| 5. 保健・医療 | 5-1 | 障害の原因となる疾病の予防 |
| | 5-2 | 医療サービスの推進 |
| 6. 雇用・就労 | 6-1 | 雇用・就労の促進 |
| | 6-2 | 就労相談体制の充実 |
| | 6-3 | 福祉的就労の支援 |
| 7. 啓発・広報 | 7-1 | 啓発・広報活動の推進 |
| | 7-2 | 障害に関する理解の促進 |

V. 施策の展開

1. 生活環境

- 国は障害のある人の自立支援の観点から入所施設や病院から、地域生活への移行を推進しています。障害のある人へのアンケート調査結果では、入所あるいは入院中の人は4.6%、グループホーム利用は1.9%、自宅で暮らしている人は、一人暮らしが8.5%で家族等と暮らしている人が76.9%でした。障害のある人が地域で安全・安心に住み続ける、あるいは入所施設や病院等から地域生活へ移行するためには生活環境の充実が不可欠です。
- ユニバーサルデザインによる誰もが利用しやすい公共施設や歩道の整備促進はもとより、地域、行政、事業所、関係団体や関係機関等が連携・協力しながらソフト面においてもバリアフリー化を推進し、あらゆる人が暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取組を進める必要があります。
- 多くの学校施設が建設から30年以上経過しており、老朽化が進んでいます。全ての児童・生徒が安全・安心で快適な学校生活を送るために、老朽化に伴う施設及び設備の更新、バリアフリー化が求められています。
- 地域共生社会を目指した地域福祉活動を推進し、障害の有無にかかわらず、それぞれの立場や個性を生かした生活が営めるよう、助け合い・支え合いの心を醸成する必要があります。しかし、地域の支援者からは、振り回されてしまった、関わり方についてどこへ相談したらよいのかわからなかった等の課題があげられています。
- 災害時の避難所として、福祉避難所に位置付けられる福祉センターの他に、民間社会福祉施設等と「特定福祉避難所の開設及び運営等に関する協定」を締結し、専門的なケアを必要とする要支援者の受入体制を整えてきました。障害のある人へのアンケート調査結果では半数以上の方が、「一人で避難できない」または「わからない」と回答していることから、今後は、災害時に自力での避難が困難な人への支援として、避難行動要支援者名簿の活用、自主防災組織等との連携等、地域における支援体制のさらなる強化が必要です。また、情報が的確に伝わるように、多様な伝達手段を確保する必要があります。
- いわゆる振り込め詐欺や悪質商法の横行により、障害のある人や高齢者が強引な訪問販売や巧みな電話勧誘で高額な商品を購入させられる被害が懸念されます。関係機関による取り締まりや、被害に遭わないための啓発活動の強化が求められます。

1-1 安全・安心な住環境の整備

- ◇ 障害のある人が地域で安全・安心に住み続ける、あるいは入所施設や病院等から地域生活へ移行するには、地域における相談支援体制の充実とともに、障害のある人が住みやすい住居が必要となることから、その確保に努めます。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
1	市営住宅のバリアフリー化の推進 既存の市営住宅においては、市営住宅長寿命化計画に基づき、高齢者や障害のある人の生活に配慮したバリアフリー化などの改修を進めます。	高齢者、障害のある人に配慮した市営住宅整備率	建築課
		62.74%	
2	グループホームの整備促進 障害のある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、国庫補助制度を活用したグループホームの整備を促進します。	安城市内グループホームの定員	障害福祉課
		7 事業所 17 施設 103 人	
3	障害のある人の住宅改修に対する助成 身体に重度の障害のある人が、段差解消など住環境の改善を行うために必要な経費の一部を助成します。	安城市在宅重度身体障害者住宅改修費給付事業の実施	障害福祉課
		実施	

障害に関する様々なマーク①

障害者のための国際シンボルマーク

障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害のある人の利用について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



※このマークは車椅子の人に限定するものではなく、障害のある人全てを対象としたものです。

1-2 人にやさしいまちづくりの推進

- ◇ 新規施設の整備や既存施設の改修等の際にはユニバーサルデザインによる設計を行い、全ての市民に利用しやすい公共施設や歩道等の整備、トイレ等の充実を図ることで、障害のある人が快適に過ごすことができ、介護・介助者もサポートしやすいまちづくりを目指します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
4	『愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例』の推進 「バリアフリー法」、「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、引き続き道路、公園、建築物等の生活関連施設のバリアフリー化を推進します。	都市公園における園路等のバリアフリー化	維持管理課 土木課 建築課 施設保全課 都市計画課 公園緑地課 南明治整備課 区画整理課
		実施	
5	学校施設等公共施設のバリアフリー化の推進 学校施設等公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えに基づいた整備を推進します。	エレベーターを設置した学校数（累積）※（ ）内は当該年度設置校数	教育委員会総務課 その他施設管理部署
		14校 (1校)	
6	多目的トイレの設置及び多機能化の推進 公共施設への多目的トイレ ^(注1) の設置に努めます。また、施設の利用形態等を考慮しオストメイト対応など多機能化に努めます。	多目的トイレの設置	障害福祉課 その他施設管理部署
		実施	

(注1) 令和3年2月現在、国土交通省ではバリアフリースイッチ等名称変更が検討されています。

障害に関する様々なマーク②

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。



1-3 地域福祉活動の推進

◇ ライフスタイルや家族関係の変化に伴い、支援に対するニーズが多様化し、障害福祉サービスなど公的サービスだけで支えることは難しくなっています。障害のある人が、地域の中で自立した生活を営むためには、地域住民の理解、助け合い、支え合いが不可欠です。地域福祉の充実に向け、地域住民と行政、事業所、関係団体や関係機関等が連携・協働できる体制づくりを推進します。また、ボランティアの人材育成とボランティア活動を支援することにより、助け合い・支え合いの心を育み、地域における共助を推進します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
7	<p>地域・専門機関等との連携の強化と見守り活動のさらなる充実</p> <p>障害福祉サービス等事業者、地域住民、町内福祉委員、ボランティア、民生委員・児童委員等と市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの連携を強化します。また、地域見守り活動推進事業や個別ケースの支援を通じて把握した情報やニーズについて情報共有を図り、地域での見守り活動を推進します。</p>	自立支援協議会を通じた情報共有	<p>障害福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会</p>
		実施	
8	<p>地域における交流機会の創出</p> <p>地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、公民館まつりや福祉センターまつり、地域行事を通じ障害のある人と地域住民との交流を図るふれあい活動を推進し、また、地域活動への支援を行います。</p>	交流機会創出に向けた取組の実施	<p>障害福祉課 市民協働課 生涯学習課 社会福祉協議会</p>
		実施	
9	<p>各種ボランティア等の養成講座の充実</p> <p>ボランティアの水準に合わせ、入門から専門まで段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座の開催に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会 主催講座 団体自主講座</p>	<p>社会福祉協議会</p>
		<p>7 講座 0 講座</p>	

10	ボランティアの活動支援 安城市民活動センター及び社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、ボランティア講座の開催、ボランティア活動の場の提供、ボランティアに関する情報提供や相談、活動のコーディネートを行います。	ボランティアの活動支援の実施	市民協働課 社会福祉協議会
		実施	
11	町内公民館等建設費補助事業 町内公民館を地域活動の拠点とするため、引き続き施設のバリアフリー化に必要な費用の一部を補助します。	町内公民館等建設費補助事業の実施	市民協働課
		実施	

緊急時の情報伝達について

インターネット FAX

インターネット経由でファクシミリ文書を送受信するシステムやサービスです。ネット FAX、PC FAXとも呼ばれます。相手が FAX 機を持っていなくてもメールとして送信することができ、パソコンで作成した文書を FAX 機にそのまま送信することもできます。

110 番アプリシステム

聴覚や言語に障害のある人など、音声による 110 番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。

スマートフォンに専用アプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号等を登録することで、スマートフォンの画面操作によって、文字によるチャット方式による 110 番通報ができます。

NET119

音声による 119 番通報が困難な聴覚や言語に障害のある人などが円滑に消防へ通報が行えるようにするシステムです。

スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

NET118

聴覚や言語に障害のある人のためのインターネットを使用した緊急時の通報サービスです。海での事件や事故を、携帯電話やスマートフォンを使い、素早く海上保安庁に通報することができます。

なお、サービスを利用するためには事前に登録が必要です。

1-4 防災・防犯等の推進

- ◇ 災害発生時における障害特性に配慮した情報提供や避難支援、避難所の確保等防災に向けた取組を推進します。また、障害のある人を交通事故や消費者被害から守るための取組を推進します。

施策No.	取組	R1実績	担当課
12	防災の啓発 防災・災害時の避難に関する情報発信や地域の防災活動を推進するとともに、障害のある人の防災訓練への参加を促進します。	障害福祉サービス等事業者への防災計画の作成や訓練実施の働きかけ	障害福祉課 危機管理課 社会福祉課 社会福祉協議会
		実施	
13	緊急時の情報伝達 緊急時には、インターネットやインターネットFAX、安全安心情報メール、防災ラジオ等多様な媒体等による情報発信を行います。また、聴覚や言語に障害のある人が事故や急病等を音声によらずに緊急通報できる110番アプリシステムやNET119等の周知を図ります。	インターネット FAX 訓練の実施	障害福祉課 危機管理課
		実施	
14	避難行動要支援者支援制度の啓発 災害時に自力で避難することが困難な要支援者が、的確な支援を受けることができるよう避難行動要支援者支援制度の啓発を行います。また、日ごろの見守り活動にも活用できるように地域の支援者との情報共有を図ります。	名簿情報提供の同意率 (名簿情報提供の同意者数/避難行動要支援者数)	社会福祉課
		80.71%	
15	特定福祉避難所の整備 障害のある人が特定福祉避難所において必要な配慮が受けられるよう「特定福祉避難所の開設及び運営等に関する協定」や「災害時における人的支援及び福祉車両提供支援に関する協定」に基づき、民間の障害福祉サービス等事業者と継続的な協議を行います。	特定福祉避難所との無線通信訓練の実施	障害福祉課 危機管理課
		0施設 /8施設	
16	家具転倒防止普及事業 地震発生時における被害の軽減を図るため、家具転倒防止事業を推進します。	家具転倒防止器具取付事業	障害福祉課 危機管理課
		1件	

17	交通安全教育の実施 交通安全教育を実施し、障害のある人が交通事故等に遭うことがないように努めます。	安城特別支援学校での交通安全教室の実施	市民安全課
		実施	
18	防犯対策等の推進 広報あんじょう等で、家庭における防犯対策等の啓発を行い、安全安心情報メールを活用して防犯に関する注意を促します。	安全安心情報メールの発信	市民安全課
		実施	
19	消費者トラブルの防止 消費生活センターを設置し、消費者トラブルの防止と問題の早期解決に努めます。また、悪質商法等の被害に遭うことがないように消費者安全確保地域協議会を通じて、自立支援協議会等関係者に、消費生活相談に関する情報提供を行います。	自立支援協議会への情報提供	障害福祉課 商工課
		未実施	
20	新型コロナウイルス等感染症対策 障害福祉サービス等事業者と連携し、日ごろから感染症 ^(注1) 予防の徹底、周知啓発、感染症対策に必要な物資の備蓄等に努めます。ICT ^(注2) を活用したオンライン化を推進するとともに、それに代えられない支援も多いことから新型コロナウイルス感染症(COVID19)の経験を踏まえ、適切な支援のあり方について関係機関と共有します。	関係機関・事業所等との連絡体制の確立	障害福祉課 危機管理課 健康推進課
		未実施	

(注1) 細菌・ウイルス・寄生虫等による病原体の感染により、宿主に生じる病気の総称。

(注2) Information & Communications Technology の略。情報通信技術。(資料：総務省HP)

障害に関する様々なマーク③

身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



2. 生活支援

- 関係団体ヒアリングでは、親が亡くなった後や家族による介護が難しくなった後を心配する声が多くあげられました。親亡き後も住み慣れた地域で暮らし続けるためには、居住の場・日中活動の場の確保、意思決定・生活支援、収入の確保やその管理の支援、相談支援など、様々な支援を切れ目なく提供できる体制の構築が必要です。ライフスタイルや家族関係の変化から必要とされる支援も多様化しており、障害のある人やその家族等を支え、地域生活におけるきめ細かいニーズに対応するため、サービスの量と質の確保に加えてそれを支える福祉人材の確保と専門性の向上が求められます。
- 障害のある人の自立した日常生活や就労のためにも、移動支援の充実が必要です。
- 障害のある人は障害のない人と比べて、医療面や日常生活において出費が膨らみ、収入面等において厳しい状況にあることが多いため、経済的支援を行う必要があります。
- アンケート調査結果からは、障害のある人を対象に行った調査及び一般を対象に行った調査のいずれからも、「障害者スポーツ・文化の普及啓発」に関する取組の優先度は低いと考えている傾向が伺えました。しかしながら、障害のある人の文化芸術活動及びスポーツへの参加は、自身の生活を豊かにするとともに、広く障害への理解と認識を深め、自立と社会参加の促進に寄与することにもなります。東京オリンピック・パラリンピック、アジア競技大会・アジアパラ大会の愛知県開催などの機会を捉え、障害のある人の参加しやすい環境づくりを進める必要があります。



2-1 生活支援サービスの充実

- ◇ 障害福祉サービスの利用希望者が増えていることから、障害のある人が、それぞれの障害特性や生活環境に応じ、適切なサービスを受けられるよう「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に基づき、提供体制の確保に努めます。また、障害福祉サービス等事業者やその他関係機関と連携を深め、事業者の安定的な運営、サービスの質の向上やそれを支える福祉人材の確保と専門性の向上に努めます。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
21	障害福祉サービス等事業者間の連携 専門性を高めるための研修の実施、多職種連携の強化によるサービスの質の向上に努めるとともに、関係機関が協力して障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知に取り組めます。	基幹相談支援センター開催の研修回数	障害福祉課 社会福祉協議会
		6回	
22	適正な制度運用とサービスの質の確保 サービスの透明性の向上を図るため、公正・中立な第三者機関による障害福祉サービス等事業者の評価を促進します。また、サービスに関する苦情解決制度や相談窓口を周知します。	第三者評価実施社会福祉法人数	障害福祉課
		2法人	
23	訪問系サービスの充実 障害福祉計画・障害児福祉計画（P92）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課
		—	
24	日中活動系サービスの充実 障害福祉計画・障害児福祉計画（P94）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課
		—	
25	介護保険サービスの利用 介護保険事業者が指定障害福祉サービスの提供ができるように、基準該当障害福祉サービス・共生型サービスのあり方について、研究します。	研究の実施	障害福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
		実施	
26	重症心身障害児・者に対する支援 重症心身障害児・者の日常生活、社会生活の維持を支援するため、継続して障害福祉サービス、障害児通所支援が利用できるよう必要な支援を継続します。	重症心身障害児・者の日常生活、社会生活を維持するために必要な支援の継続	障害福祉課
		実施	

27	団体へのガイドヘルパーの派遣・中途視覚障害者歩行訓練の実施	ガイドヘルパー 派遣人数	障害福祉課
	視覚障害者団体が行う会議や活動を支援するため、団体を対象にガイドヘルパー（注1）を派遣します。また、自立した日常生活や社会参加を促進するため、中途視覚障害者歩行訓練を実施します。	427人	

（注1）視覚障害者団体が行う活動の支援等、視覚障害のある人などのガイドをする人。

障害に関する様々なマーク④

聴覚障害者標識

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



盲人を表示する国際マーク

世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚に障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚に障害のある人の利用について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚に障害のある人は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。



2-2 経済的支援

◇ 障害のある人の社会参加促進と経済的負担の軽減を図るため、各種手当の支給、各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービスにおける利用者負担の無料化、各種助成や利用料の減免等を実施します。また、制度の周知に努め、適切な利用促進を図ります。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
28	各種手当の支給 市単独の障害者扶助料をはじめ、国や県の制度の特別障害者手当、在宅重度障害者手当等の各種福祉手当を支給します。また、手続きについての確実な情報提供を行います。	各種手当の支給	障害福祉課
		実施	
29	障害のある人への助成、割引制度 障害のある人に、プールやプラネタリウム等、市の施設の利用料、入場料等の減免をします。	各種制度の実施	障害福祉課 その他対象部署
		実施	
30	障害のある人の移動のための助成、支援 あんくるバスの運賃の助成（無料化）や通院等でタクシーを利用する際の料金助成、有料道路通行料割引制度の事務、車いすや車いす移送車の貸し出しを行います。	障害者福祉タクシー 一料金助成事業 交付人数	障害福祉課 社会福祉協議会
		1,307人	



2-3 文化芸術・スポーツの振興

- ◇ 障害のある人が文化芸術活動及びスポーツに気軽に参加できる環境を整えるとともに、活動を通して生きがいづくり、自己表現ができるよう必要な支援を行います。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
31	スポーツ活動の振興 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、各種大会への参加促進と、障害のある人が楽しく参加できる環境整備に努めます。	障害者福祉体育祭の参加者数	障害福祉課 スポーツ課
		170 人	
32	スポーツを通じた交流機会の創出 オリンピック・パラリンピック、アジア競技大会、アジアパラ大会等を契機に障害者スポーツに対する理解をより一層深め、障害の有無にかかわらず参加できるスポーツプログラムの提供に努めます。	障害のある人もない人も参加できるスポーツプログラムの実施	障害福祉課 スポーツ課
		未実施	
33	障害のある人の文化芸術活動等の振興 障害のある人が教養、趣味、文化、芸術等に触れる講座や機会を提供します。また、その制作した作品を広く市民に公開する機会を支援します。	社会福祉協議会の実施する障害のある人向けの講座	障害福祉課 生涯学習課 文化振興課 社会福祉協議会
		15 講座	
34	安城市版読書バリアフリー計画の策定 視覚障害者等の読書環境の整備の推進のため、安城市版読書バリアフリー計画を策定します。 計画を策定することにより、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進します。	安城市版読書バリアフリー計画の策定	アンフォーレ課
		未策定	



3. 相談・情報提供

- 障害のある人へのアンケート調査結果では、相談先として相談支援事業所など専門機関をあげた人は少なく、障害のある人が安心して住み続けられるまちづくりを進めるうえで優先すべき取組として、最も多くの方が「地域における相談・支援体制の充実」をあげました。関係団体ヒアリングでも、当事者やその家族等の置かれている状況は千差万別であり、困りごとについても多様化・複層化しているため、相談支援専門員の増員・人材育成、関係機関との連携強化等により、相談を通じて適切な支援へとつながる体制づくりが強く求められました。平成29年4月に、緊急時に24時間相談できる窓口等を含む安城市地域生活支援拠点等をスタートしており、さらなる周知も必要です。
- 関係団体ヒアリングで、当事者やその家族は「情報弱者」になる場合があるため、インターネットによる情報の充実だけでなく、広報あんじょうやリーフレット等、紙媒体による情報提供の充実も必要という意見が出ました。障害のある人が必要な情報を容易に入手できるよう、様々な媒体を通じ、わかりやすく情報発信することが求められています。
- 障害のある人が自らの意思を示し自立した生活を過ごすために、スムーズに他者とコミュニケーションがとれるよう支援する必要があります。
- 親亡き後を心配する声がある一方、障害等の理由により、お金の管理、福祉サービス等を受けるための契約などの判断能力に不安を抱える人を支援する成年後見制度に関しては、アンケート調査結果では、「名前も内容も知っている」と回答した人は、障害のある人で27.3%、一般で35.8%と認知度は低く、制度が浸透しているとはいえない状況です。障害のある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の周知や虐待の防止、早期発見に向けた取組が必要です。

3-1 相談支援体制の充実

- ◇ 市内の障害福祉サービス等事業者間の横の繋がりは比較的強く、その強みを活かしつつ、基幹相談支援センター、子ども発達支援センターあんステップ[♪]、24時間対応の相談支援事業所等との連携により、身近な地域できめ細かい相談支援が受けられるようより一層の充実を図ります。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
35	切れ目のない相談支援 多様な相談ニーズに応じられるよう専門的な相談支援機関等と連携し、障害のある人の年齢、障害種別を問わない相談体制の充実を図ります。	相談支援の実施	障害福祉課 社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 子ども発達支援課 健康推進課 学校教育課
		実施	
36	計画相談支援の提供体制の充実 障害福祉計画・障害児福祉計画（P97、P108）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課 子ども発達支援課 社会福祉協議会
		—	
37	相談支援体制の充実・強化等 障害福祉計画・障害児福祉計画（P84、P91、P114）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課 子ども発達支援課 社会福祉協議会
		—	
38	強度行動障害者等への支援 強度行動障害（児）者や高次脳機能障害を有する障害（児）者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう相談支援体制の充実を図ります。	強度行動障害者等に関する研修の実施	障害福祉課 子ども発達支援課 社会福祉協議会
		実施	

3-2 情報提供の充実

- ◇ 障害のある人やその家族等が情報弱者になりやすいことを踏まえて、見やすく、わかりやすいウェブサイトの作成に努めるとともに、広報あんじょう・リーフレット・ガイドブック等の紙媒体の充実等に努めます。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
39	広報あんじょう等による情報提供の充実 障害のある人に関わる様々なサービス、制度等について、広報あんじょうやウェブサイト等へ掲載し、情報提供の充実に努めます。	広報あんじょう等掲載	障害福祉課 子ども発達支援課 社会福祉協議会
		実施	
40	安城市版ガイドブック等の作成・配布 障害のある人に関わる様々なサービス、制度等をまとめた安城市版ガイドブックや障害福祉サービス等事業者マップを作成し、配布します。	安城市版ガイドブック等の作成	障害福祉課
		未作成	
41	声の広報・点訳事業等の実施 広報あんじょうを音訳した声の広報を継続するとともに、希望の書籍をボランティアにより点訳や音訳する事業等を支援します。	声の広報の作成	障害福祉課 秘書課 アンフォーレ課 社会福祉協議会
		実施	

筆談ボードの設置について

筆談ボードは、主に耳の不自由な人とのコミュニケーションに活用されています。

障害者差別解消法に謳われている合理的配慮を推進するため、平成 30 年 10 月末に、安城市役所各庁舎、支所並びに市内地区公民館（支所併設の公民館を除く）等に筆談ボードを設置しました。

筆談を希望する場合は、職員へお伝えください。

（写真：障害福祉課での設置例）



3-3 意思疎通支援の充実

- ◇ 障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳や要約筆記等の方法により意思疎通の円滑化を図るとともに、ICT機器の活用により自ら情報を取得するための支援を行います。

施策 No.	取組	R1実績	担当課
42	手話通訳者の配置 市役所及び社会福祉会館に手話通訳者を配置し、聴覚に障害のある人等が各種相談や手続きを円滑に行うことができるよう支援します。	手話通訳者の配置	障害福祉課
		2人	
43	手話通訳者・要約筆記者等の派遣 障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣等による意思疎通支援を行います。	手話通訳者派遣回数 要約筆記者派遣回数	障害福祉課
		364回 36回	
44	手話通訳者・要約筆記者等の養成 手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等意思疎通支援を行う人の養成、技術向上等に努めます。また、講座の実施、自主活動による講座開催等を支援します。	手話講座受講者数	障害福祉課 社会福祉協議会
		20人	
45	障害者ICT機器活用講座の実施 ICT機器活用講座を開催する等、障害のある人の主体的な情報収集を支援します。	ICT機器活用講座数	社会福祉協議会
		1講座(3回)	

3-4 権利擁護の推進

- ◇ 障害のある人の権利擁護に関する様々な法整備が進められてきましたが、それだけでは十分ではありません。法の趣旨が広く周知されるよう啓発・研修を行うとともに、安城市成年後見制度利用促進計画を策定し、成年後見制度等の利用促進に努めます。

《安城市成年後見制度利用促進計画》

1. 計画の位置付け

この項目を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき市町村が定める基本的な計画である「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）」として位置付け、計画期間を令和3年度から令和5年度までの3年間とし、制度に関する施策の方向性を示すとともに、適切な利用が促進されるよう、各種事業に取り組みます。

2. 成年後見制度の現状と課題

市では、親族がいないため申立てができない場合に市長が代わりに申立てを行う「市長申立」、及び、審判の請求や成年後見人に対する報酬費用に係る助成制度として「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。また、安城市社会福祉協議会では、親族がおらず低所得である人を対象とした法人後見受任とともに、成年後見制度利用に係る相談や普及啓発に取り組んでいます。

成年後見制度は、制度内容や手続きが難しく複雑であり、後見人の役割について十分な理解がされていない状況であると考えられ、地域住民や地域団体等の関係者も含めたさらなる普及啓発が必要です。また、成年後見に関する相談機関の明確化や関係機関の連携を図ることが重要になってきていることから、制度の利用促進を図る上で中心的役割を果たす機関が必要です。

名古屋家庭裁判所が管理する安城市内の被後見人等の人数

(人)

成年後見	保佐	補助	任意後見
145	20	3	2

(名古屋家庭裁判所 令和元年12月31日現在)

3. 取組目標

(1) 関係機関との連携と中核機関の設置

適切な成年後見制度の利用が図られるよう、既存事業を継続的に実施するとともに、家庭裁判所を含めた司法及び福祉分野における関係機関が連携・協力し、権利擁護支援を行う地域連携ネットワークの構築を進め、成年後見制度の中心的役割を担い、相談や普及啓発等の各種事業を実施する中核機関の設置を目指します。

また、中核機関による適切な支援や課題等を協議する場として、関係機関等による協議会の設置について検討を行います。

(2) 普及啓発の強化

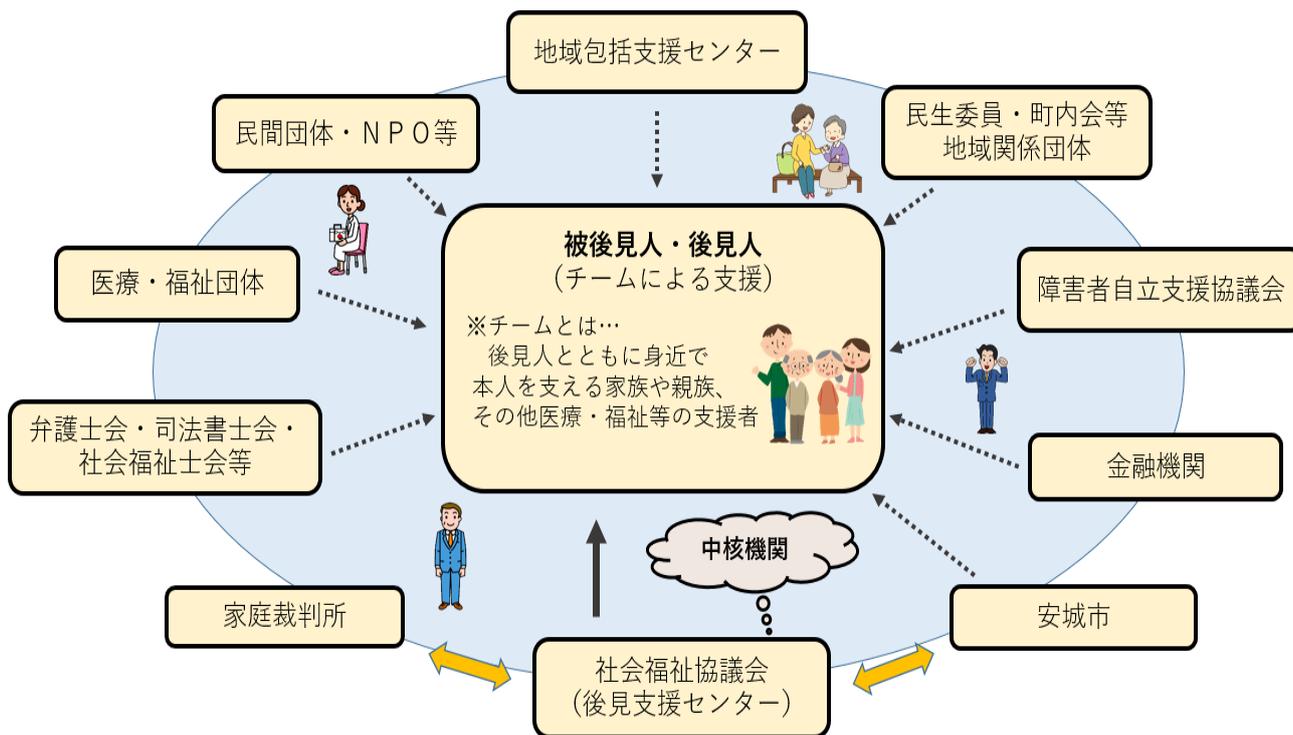
成年後見制度の有効な利用促進という点においては、本人以上に、その家族や地域全体への啓発が重要となるため、民生委員・児童委員、町内福祉委員会等の地域団体や地域住民に対して、勉強会や研修会を継続的に実施するなど、広く普及啓発を図ります。

(3) 相談支援体制の充実

中核機関が相談機関としての役割を担い、中核機関を中心とする地域連携ネットワークの機能を活かした相談支援体制の充実に努めます。

また、成年後見申立前の相談はもとより、成年後見開始後においても被後見人の適切な権利擁護が図られることが重要となります。地域連携ネットワークの機能を活かし、後見人を含むチーム（被後見人、後見人等の身近な親族や地域包括支援センター、障害相談支援事業所、地域等における関係者）の相談、助言等に適切に応じられる支援体制を目指します。

<イメージ図 地域連携ネットワークと中核機関の役割 >



施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
46	虐待等の防止 障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見に向けて、虐待が疑われた場合の通報義務やその相談窓口等を市民・障害者支援団体へ啓発に努めます。 また、虐待に関する情報提供があった場合は、障害者虐待防止センター（障害福祉課）を中心にケース検討を行い、早期対応を図るとともに障害者支援団体等へ研修を年1回行います。	啓発活動・研修の実施	障害福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
		実施	
47	成年後見制度等の周知・啓発 安城市成年後見制度利用促進計画に基づき、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が十分でない人が、その権利を守るため、成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。	成年後見制度等の周知・啓発の実施	障害福祉課 社会福祉協議会
		実施	

4. 療育・教育・子育て

- これまで療育センターやサルビア学園、保健センター、教育センター、社会福祉会館に分散していた発達に関する相談や療育支援の機能を集約し、平成30年7月に子ども発達支援センターあんステップ[♪]を開設しました。障害のある子どもの発達段階と個々の能力に応じて、きめ細かな指導・支援ができるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等が連携しながら、将来を見据えた療育・教育を行うことが求められています。
- 障害のある子どもは一人ひとりの成長に特性があり、成長速度や結果は必ずしも均一ではありません。また、核家族、共働き家庭、ひとり親など、子育て環境も異なることから、障害のある子どもの子育て支援のより一層の充実が求められています。
- 発達に課題のある児童・生徒は増加傾向にあり、特別支援学級はもとより、通常の学級を含めて多様な障害への対応が強く求められています。障害特性により、必要とする支援は多岐にわたり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援ができる環境整備が必要です。学校と関係機関との連携、施設のバリアフリー化、特別支援教育の充実、障害に対する教職員の理解促進と資質の向上が求められています。
- 関係団体ヒアリングでは、障害児から障害者へと福祉サービスが移行するにあたって、それぞれに受けられるサービスの種類や内容が異なることから、切れ目のないサービスを求める声がありました。
- 障害のある人を支える家族の就労形態が多様化していることから、その対応を求める声がありました。



4-1 子ども発達支援の充実

- ◇ 発達の心配や遅れ、障害のある子どもが、一生を通じて自らの能力や可能性を伸ばせるよう、乳幼児期から成長の段階に応じて、切れ目ない支援を提供する体制の構築を図ります。障害や疾病の早期発見、障害受容、適切な療育・保育・教育、放課後等デイサービスなど生活能力向上のための訓練や居場所の確保など、地域の保健、医療、障害福祉、療育、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図るとともに、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの子どもが共に成長できるよう地域社会への参加や包摂を推進します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
48	子どもの発達や療育に関する相談の充実 障害児相談支援事業所等と連携し、障害のある子どもやその保護者からの相談に対し、助言や情報提供等の支援を行います。また、障害児相談支援事業所等の連携強化に努めます。	相談支援の実施	障害福祉課 子ども発達支援課
		実施	
49	療育関係機関等の連携強化 子ども発達支援センターあんステップ [※] 、幼稚園、保育園、認定こども園、保健センター、教育センター、特別支援学校等関係機関の連携強化を図ります。また、発達支援ネットワーク会議等を開催し、療育関係機関の情報共有を行います。	発達支援ネットワーク会議の開催	障害福祉課 子育て支援課 子ども発達支援課 保育課 健康推進課 学校教育課
		2回	
50	児童発達支援センターの充実 子ども発達支援センターあんステップ [※] を中心に早期療育体制を強化し、発達の心配や遅れ、障害のある子どもに対して成長に応じた切れ目ない支援を行います。 保育所等訪問支援により地域支援の充実を図ります。	保育所等訪問支援事業 訪問施設数	子ども発達支援課
		3件	
51	保護者及び学齢期支援事業 幼児期の子どもを育てる保護者が子どもとの関わり方を学ぶための講座(ペアレント・プログラム)及び子どもが自分らしく生きるために社会性を身につける講座(ソーシャルスキルトレーニング(以下、「SST」))を実施します。	ペアレント・プログラム参加人数 SST教室参加人数	子ども発達支援課
		10人 6人	
52	医療的ケア児支援事業 重症心身障害児や医療的ケア児が、身近な地域でその心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、人数やニーズの把握に努めるとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が連携を図る協議の場を設置し、情報共有を行います。	医療的ケア児連携会議の開催	障害福祉課 子育て支援課 子ども発達支援課 健康推進課 学校教育課 社会福祉協議会
		実施	

4-2 子育て支援の充実

- ◇ 障害のある子もいない子も共に健やかに成長する環境づくりに向け、子育て家庭を支援する取組を推進します。

施策No.	取組	R 1実績	担当課
53	放課後等デイサービスの充実 障害福祉計画・障害児福祉計画（P108）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課
		—	
54	放課後児童クラブへの受入れの推進 特別支援教育を受ける小学生で、昼間保護者が留守になる児童について、放課後児童クラブへの受入れを推進します。	特別支援教育を受ける児童の放課後児童クラブ利用	子育て支援課
		実施	
55	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 妊産婦相談、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問、4ヵ月児健康診査、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査やそれらの事後における支援の機会を通じ、各種子育て支援サービス情報の提供や相談・助言を行うことにより、保護者の育児不安の解消に努めます。	乳児家庭全戸訪問実施率	子育て支援課 子ども発達支援課 健康推進課
		99.5%	
56	保育者への専門的な指導の実施 障害のある園児に対し、専門的な見地から指導に当たることができる保育士を育成するため、専門的な知識をもった保育士、臨床心理士、作業療法士を各園に派遣し、障害の理解や指導を実施します。	訪問相談施設数	子ども発達支援課 保育課
		公立 27 園 私立 9 園	
57	就労形態の多様化に伴う連携強化 障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業などの障害福祉サービス等と放課後児童クラブなどの障害福祉サービス等以外の支援の連携の強化に努めます。	連携強化の実施	障害福祉課 子育て支援課 子ども発達支援課
		未実施	

4-3 インクルーシブ教育の推進

- ◇ すべての子どもが共に学び、共に育つ環境づくりを目指し、インクルーシブ教育を推進します。

◆「インクルーシブ教育システム」とは？◆

インクルーシブ教育システム（inclusive education system：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

（障害者の権利に関する条約第 24 条）

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
58	<p>教育センターの相談支援の充実</p> <p>個々の児童・生徒の特性や発達段階に応じて生じる不安や悩みの相談に応じるため、電話相談、来所相談、臨床心理士による専門的な教育相談を行います。</p> <p>子ども発達支援センターあんステップ[®]とも連携して、就学前から小・中学校卒業へと継続した切れ目ない相談支援の充実を図ります。</p>	教育相談の実施	学校教育課
		実施	
59	<p>教育関係機関の連携強化</p> <p>市教育委員会、各学校の校内教育支援委員会、特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子ども発達支援センターあんステップ[®]等が連携し、適切な支援の実施に努めます。</p>	安城市教育支援委員会の開催	障害福祉課 子ども発達支援課 保育課 学校教育課
		3回	
60	<p>教育相談の充実</p> <p>本人・保護者の意見を尊重し、就学前児童（5歳児）の就学相談を実施します。</p>	就学相談の実施	子ども発達支援課 学校教育課
		実施	
61	<p>進路相談の充実</p> <p>卒業時における進学・就労に関する適切な支援をするため、関係機関との連携を図ります。</p>	進路相談の実施	各小中学校（学校教育課）
		実施	

62	インクルーシブ教育システムの構築 「インクルーシブ教育システム」の構築等、国や県の計画等との整合性を図りながら、特別支援教育の取組を推進します。 様々な支援が必要な児童・生徒のためのスクールアシスタントを小・中学校へ適切に配置し、個々のニーズに合った教育を受けられる環境を整えます。	スクールアシスタント (児童・生徒支援)の配置	学校教育課
		小学校 66 人 中学校 13 人 看護師 2 人	
63	教職員の専門性向上 すべての教職員が、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が行えるよう小・中学校の管理職、特別支援学級や通常学級の担任、通級指導教室(注1)の担当、特別支援コーディネーター、スクールアシスタントを対象とした研修会を実施します。	研修の実施	学校教育課
		実施	
64	インクルーシブ教育・保育 幼稚園、保育園、認定こども園においては、障害のある園児の教育・保育のニーズを受け止め、障害のある園児とない園児が、一緒に生活する中で共に育ちあう教育・保育を推進します。	インクルーシブ 教育・保育	保育課
		実施	

(注1) 大部分の授業を小中学校、高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別な指導を受けるものです。

障害に関する様々なマーク⑤

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な人の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている人を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。

補助犬の同伴受け入れについて、施設や商店の利用者の皆さんに知っていただくためのツールとして、このマークの入ったステッカーを、希望する事業所にお渡ししています。希望する場合は障害福祉課までお問い合わせください。



5. 保健・医療

- 関係団体ヒアリングでは、障害等を早期に発見し、早い段階で治療・療育等の適切な支援に結び付けることは、症状の改善や社会への適応力を高める効果が期待できることから、その重要性が改めて認識されました。早期発見、早期治療、早期療育を促すとともに、疾病の予防や重度化を防止するため、生涯を通じ、心身の健康づくりを推進することが必要となります。
- 疾病等の早期発見、重度化の防止には保健・医療サービスは欠かすことができません。障害のある人が地域で健康な生活を送ることができるよう、自立支援医療の給付や、心身障害者福祉医療費の助成など、医療費負担の軽減を図るなどの支援が必要です。

5-1 障害の原因となる疾病の予防

- ◇ 各種健康診査やこころの健康に関する啓発・受診勧奨等を実施し、障害の原因となる疾病の予防と進行の防止に努めます。また、高齢になっても自立した生活が営めるように、介護予防の取組を実施します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
65	乳幼児健康診査等の実施と健診後の指導の実施 4 ヶ月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の機会を通じ、発達の遅れや疾病等の早期発見、早期療育に繋がります。また、未受診者の把握と受診率向上に努めます。	乳幼児健診未受診対策	子ども発達支援課 健康推進課
		実施	
66	乳幼児の相談・訪問の実施 乳幼児健康診査において発達に心配のある場合は、相談・訪問にて指導・支援を行います。	相談・保健指導・訪問指導の実施	子ども発達支援課 健康推進課
		実施	
67	成人の健康診査と、高齢者の介護予防事業の促進 生活習慣病やその他の疾病が進行して障害となることを防ぎ、また、健康づくりを支援するため、特定健康診査の周知と受診促進を図り、診査後には特定保健指導等を実施します。 高齢者の生活機能の低下を予防するため、介護予防事業等を実施します。また、後期高齢者医療健康診査の周知と受診促進を働きかけます。 障害の原因となる疾病の予防に向け、がん検診・脳ドックを実施し、受診率の向上に努めます。	後期高齢者医療健康診査実施率 国民健康保険特定健康診査受診率	高齢福祉課 国保年金課 健康推進課 社会福祉協議会
		46.2% 44.9%	

68	こころの健康づくりの推進 社会的なストレス要因の増加に対応するため、こころの健康について知識の普及や相談サービス等の情報を提供します。	こころの健康に関する情報提供	健康推進課
		実施	

5-2 医療サービスの推進

◇ 各種医療費の助成を行うことにより、障害のある人が必要な医療を受けられるよう支援します。

施策 No.	取組	R1実績	担当課
69	自立支援医療の実施 心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費の助成を実施します。	自立支援医療の実施	障害福祉課 国保年金課
		実施	
70	医療費の助成 障害のある人の医療費軽減のため、障害の程度により、障害者医療として医療費の助成を実施します。	医療費助成の実施	国保年金課
		実施	

障害に関する様々なマーク⑥

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖による SOS シグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。



※駅のホームや路上などで、視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

6. 雇用・就労

- 障害者雇用促進法では、公的機関等が 2.5%、民間企業で 2.2%の障害者雇用を義務付けています。また、令和3年3月1日からは、公的機関等が 2.6%、民間企業で 2.3%へと引き上げられます。愛知県労働局発表の令和元年6月1日現在における愛知県内の公的機関等の障害者雇用人数は 1,914 人、障害者雇用率は 2.59%でしたが、民間企業の障害者雇用人数は 34,157.5 人、障害者雇用率は 2.02%で全国平均 2.11%を下回っています。安城市の民間企業の障害者雇用率は 2.01%と低調で、この状況を打破し、働き方の選択肢を拡げ障害者雇用促進を図るため、令和2年3月26日にハローワーク刈谷及び障害者の在宅雇用実績がある法人と連携協定を締結し、障害のある人のテレワーク推進に取り掛かりました。
- 障害のある人へのアンケート調査結果で、平日の日中、仕事をしている人は 28.2%でした。していない人に今後収入を得る仕事をしたいか質問したところ、したいと回答した人が 24.3%あり、現在仕事をしていない理由は「障害や病気」(51.8%)、「高齢」(30.7%)、「通勤が困難」(7.0%)、「労働環境が合うところがない」(6.8%)、「雇用されない」(5.6%)などがあげられました。就労支援としても最も求められたのは「職場の上司や同僚の障害への理解」(57.5%)でした。障害のある人の自己実現、社会的役割の再構築や経済的自立のためには、就労は重要な課題となっています。
- 働く意欲のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くには、多様な就業機会、相談支援体制の充実等が求められます。関係団体ヒアリングでは、障害のある人が希望や適性、能力をいかした仕事に就けるよう、職場体験の充実、就労面・生活面の一体的支援の充実を求める意見があがりました。
- 一般就労が困難な人に対し、福祉的就労の機会は重要です。障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業所については、A型事業所は実施事業所が減少傾向にあり、B型事業所は利用希望者が年々増加しており、障害福祉計画に基づき福祉的就労の場を確保する必要があります。

6-1 雇用・就労の促進

- ◇ 仕事は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加にも大きく関わってきます。障害のある人が適性や能力に応じた仕事を得られるよう、関係機関と連携し、能力開発や訓練、ジョブコーチなどの各種支援制度の普及啓発、就労支援に関する情報発信等を行い、障害のある人の雇用・就労の促進を図ります。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
71	障害者雇用促進のための情報発信 障害のある人が適性と能力に応じた仕事に就くことができ、また、企業側の受入れに対する理解を促すため、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、障害者雇用促進のための情報発信、啓発活動に努めます。	障害者雇用に関する情報発信	障害福祉課
		実施	
72	職場における合理的配慮の提供義務等の周知 改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、就労している障害のある人への差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。	合理的配慮の提供義務等の周知	障害福祉課
		実施	
73	就労移行支援 障害福祉計画・障害児福祉計画（P84、P87、P94）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課
		—	
74	就労定着支援 障害福祉計画・障害児福祉計画（P84、P87、P94）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課
		—	
75	多様な就労の支援 多様な働き方を選択できるようテレワークの普及や農福連携の取組を後押しします。	テレワークにより採用された障害者数	障害福祉課 農務課 商工課
		0人	
76	テレワーク導入支援 テレワークに取り組む中小企業に対して、テレワーク導入費用の一部を助成します。	助成制度の新設	商工課
		未実施	
77	市における障害者雇用の推進 障害者雇用率を達成するよう、計画的な採用を行います。また、短時間労働等の雇用形態、職域の拡大等を検討し、障害のある人が働きやすい職場となるための体制整備や各種取組を行います。	市の障害者雇用率	人事課
		2.45%	

6-2 就労相談体制の充実

- ◇ ハローワーク等との連携による雇用・就労に関する情報提供や相談支援等により、障害のある人の就労を促進します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
78	就労支援のネットワーク強化 障害のある人の一般就労を促進するため、特別支援学校、障害者職業能力開発校、就労支援事業所、ハローワーク、商工会議所、障害者就業・生活支援センター、あいち障害者雇用総合サポートデスク、愛知障害者職業センター等と連携して、総合的な支援を行います。	関係団体と連携、 情報共有の実施 実施	障害福祉課 商工課

障害に関する様々なマーク⑦

障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害のある人の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

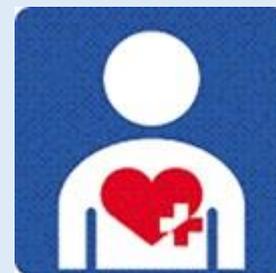


ハート・プラスマーク

「身体内部に障害のある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある人は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている人を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。



6-3 福祉的就労の支援

- ◇ 就労継続支援事業所等が、働く場や適切な工賃等の確保を行うことができるよう支援し、一般就労が困難な人の福祉的就労を支援します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
79	就労継続支援 障害福祉計画・障害児福祉計画（P84、P87、P94）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照 —	障害福祉課
80	障害のある人が製作した自主製品の販売・購入拡大 障害者優先調達推進法に基づき、障害のある人の製造した自主製品の購入、役務等の委託を推進し、工賃アップを支援します。 自主製品の紹介用一覧を自立支援協議会の協力のもと作成し、広報・啓発活動に努めます。	自主製品の紹介用一覧の作成 未作成	障害福祉課

障害のある人の製造した自主製品等について

障害のある人が日中の活動の場として過ごす事業所（就労継続支援事業所、生活介護事業所）では、お菓子や布製品など特色のある製品を製造しています。製品が売れると、その利益は障害のある人に工賃としてお支払いされます。多くの製品は一般の人でも購入可能であり、製品が売れば売れるほど障害のある人の収入は増加し、働くことへの喜び（＝生きがい）につながります。安城市では令和2年10月から市内の事業所が提供する自主製品やサービス等についてまとめた一覧表を作成しました。市のウェブサイトや障害福祉課窓口でご覧いただけるようにしていますので、ぜひご覧ください。



↑安城市内障害者福祉施設の提供する製品・役務の提供一覧

7. 啓発・広報

- 障害のある人へのアンケート調査結果では、差別や嫌な思いをした経験について、全体の46.6%が「ある（少しある）」と回答しています。関係団体ヒアリングでは、当事者や親の会等から日常生活の様々な場面での差別や偏見の事例があげられました。内部障害、精神障害、発達障害、難病患者など外見からはわかりにくい障害もあるため、障害や障害のある人への理解と認識を深めるための啓発・広報活動をより一層充実させる必要があります。
- 関係団体ヒアリングでは、幼少期・学齢期からの福祉教育の重要性を強く訴える意見が出ました。また、障害のある子どもの親同士でも障害の重さによって疎外されていると感じたことがあるという意見や、障害があるからできないだろうと何でもやってしまうのは、自分のことは自分で決めたいという自立心や自尊心を奪っており、このような悪気のない差別や偏見も日常に溢れているのではという意見も出ました。誰もが人生の途中で障害を持つ可能性があることから、障害のある人だけの問題と考えるのではなく、より広く課題を共有することが重要です。そのためには様々な機会を捉えて啓発・広報を行うとともに、子どものころから障害のある人との交流や、障害特性及び障害のある人を正しく理解するための福祉教育を進めていくことが重要です。

7-1 啓発・広報活動の推進

- ◇ 障害や障害のある人への正しい理解と認識を広めるため啓発・広報活動を行います。

施策 No.	取組	R1実績	担当課
81	障害のある人への理解及び差別解消の周知・啓発 広報あんじょうやウェブサイト、パンフレット、ポスター、デジタルサイネージ、社会福祉協議会機関紙等を通じて、障害や障害のある人への理解を促す啓発・広報活動を行います。	ヘルプマークの配付	障害福祉課 社会福祉協議会
	障害者週間の周知やヘルプマークなど障害のある人に関するマーク等の普及・啓発を図ります。 障害を理由とする差別の解消を推進するため、「障害者差別解消法」の周知を行います。	383枚	
82	合理的配慮の提供と周知・啓発 学校、公共施設、民間施設を問わず、あらゆる場所や場面で合理的配慮の提供の義務があることを周知します。	啓発用PV新規作成	障害福祉課
		未実施	

7-2 障害に関する理解の促進

◇ 地域における福祉活動やイベント等を通じて、障害に関する市民への理解を促進します。

施策No.	取組	R1実績	担当課
83	幼少期からの交流機会の創出 幼少期・学齢期から福祉に対する理解を深めるため、障害のある人との交流や車いす体験等のハンディキャップ体験、ボランティア体験等の充実に努めます。	交流保育の実施回数	子ども発達支援課 保育課 学校教育課 社会福祉協議会
		18回	
84	市内の障害福祉サービス等事業者による活動・行事を通じた障害者理解の促進支援 市内事業者の活動や行事を通じた障害者理解の促進を支援します。	市内事業者の活動や行事の支援	障害福祉課
		実施	
85	市職員、教職員の理解促進 市職員、市内小中学校の教職員や保育士を対象に福祉研修や人権研修等を実施し、障害の特性や障害のある人、子どもについての理解と知識を深めます。	市職員への研修の実施	障害福祉課 子ども発達支援課 保育課 学校教育課
		保育士への研修の実施	
		教職員への研修の実施	
		実施 実施 実施	

助け合いのしるし「ヘルプマーク」

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成24年10月に作成したマークです。

平成30年7月20日から、愛知県においても「ヘルプマーク」を県内一斉に配布しています。

配布場所

障害福祉課又は市内の各福祉センター

